

令和7年度

愛媛県中小企業融資制度のしおり

県融資制度とは、中小企業者の方々が事業に必要な資金を円滑に調達できるよう、県、金融機関、信用保証協会が協調して資金を供給する制度で、金融機関と信用保証協会が取扱窓口となっています。

融資対象となる方

県内に事業所を有し、信用保証協会の定める**保証対象業種に属する事業**を営む中小企業者、組合等が対象です。

〔※特別小口保険を利用する方は1年以上の事業実績が必要です。〕

○中小企業者：資本金又は従業員数のどちらかが下記表に該当する方

業 種 区 分	資 本 金	従 業 員 数
製造業等（建設業・運輸業等を含む）	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業 自動車または航空機用タイヤ及びチューブ製造業 並びに工業用ベルト製造業を除く。	3億円以下	900人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業（飲食店を含む）	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
ソフトウェア業、情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下
医業を主たる事業とする法人	—	300人以下
特定非営利活動法人	—	300人以下
卸売業、サービス業	—	100人以下
小売業（飲食店を含む）	—	50人以下

○小規模企業者：中小企業者のうち従業員数が20人以下（商業又はサービス業(※)は5人以下）の事業者 ※サービス業のうち宿泊業及び娯楽業は従業員数が20人以下

○組合：事業協同組合、事業協同小組合、企業組合、協業組合、商工組合、商店街振興組合、内航海運組合、生活衛生同業組合、酒造組合、酒販組合



お申し込み先

お申し込みは、現在お取引先がある下記の取扱金融機関へお申し込みください。金融機関とお取引先のない場合は信用保証協会へ申し込みを行い、金融機関の斡旋を受けることもできます。

また、経営安定小口資金（特別小口保険適用者）や小口零細企業資金（経営指導特例）を利用される場合は、商工会議所等へお申し込みをすることができます。

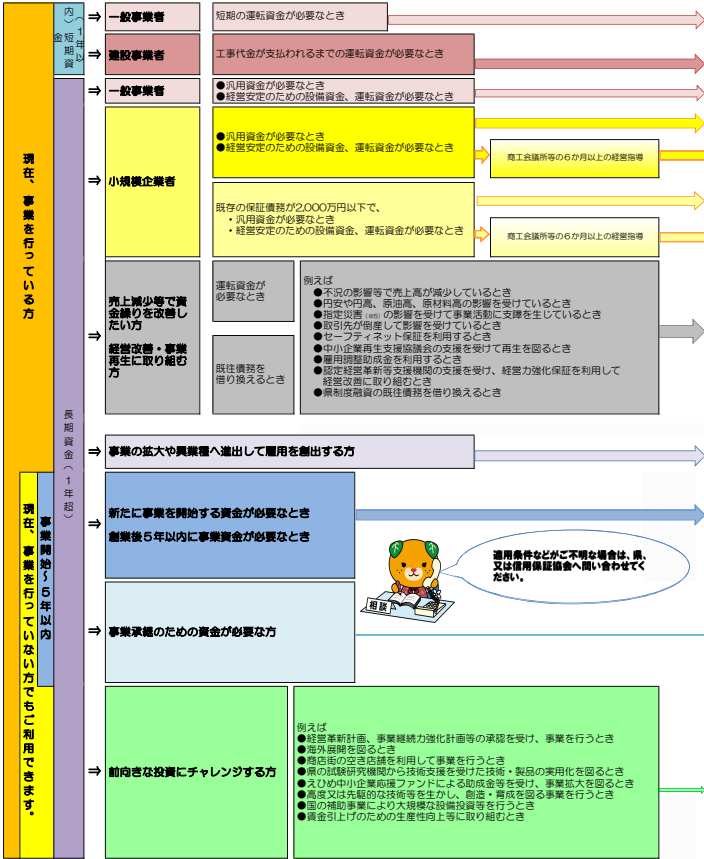
【取扱金融機関】

伊予銀行、愛媛銀行、愛媛信用金庫、東予信用金庫、川之江信用金庫、宇和島信用金庫、商工組合中央金庫松山支店、中国銀行、広島銀行、山口銀行、阿波銀行、百十四銀行、四国銀行、徳島大正銀行、香川銀行、高知銀行、観音寺信用金庫、みずほ銀行、三井住友銀行

ご利用の留意点

金融機関及び信用保証協会の審査が必要です。審査の結果、ご希望に添いかねる場合があります。

こんな時にご利用できます



県融資制度一覧 (融資条件等は令和7年4月1日現在のものに変更になる場合があります。)

制度名	融資対象者	融資条件	融資利率	保証料率 (※1)	添付書類 (※2)
経営安定短期資金	信用保証協会が定める保証対象業種に関する事業者並びに中小企業者及び組合	運転 1,500万円 1年以内	1.65% (保証なし)1.90%	0.45~1.90%	
建設産業短期資金	建設又は土木建築サービス業に関する事業者並びに中小企業者及び組合 (ただし、工事代金など特定の返済財源がある場合)	運転 2,000万円 1年以内	1.85% (保証なし)1.90%	0.35~1.72% 特定中小企業者 (※3) (1~6月)1.70% (7~9月)1.65% (10~12月)1.70%	工事代金などの返済財源が確保できる書類
経営安定一般資金	信用保証協会が定める保証対象業種に関する事業者並びに中小企業者及び組合	運転 設備 5,000万円 7年以内(6か月) 設備 10年以内(1年)	2.25%	0.35~1.72%	
経営安定小口資金	小規模事業者	運転 設備 2,000万円 7年以内(6か月) 設備 10年以内(1年)	運転1.90% 設備0.90%又は1.40%	0.35~1.40%	商工会議所等に申し込みを行う場合は、商工会議所等の意見書
特別小口繰越運用	原則として引き続き6か月以上商工会議所等の指導を受けている方	運転 設備 2,000万円 5年以内(6か月) 設備 7年以内(1年)	運転1.75% 設備0.75%又は1.25%	0.65% NPO等AD0.65%	商工会議所等に申し込みを行う場合は、商工会議所等の意見書
小口零細企業資金 (※4)	既存の信用保証協会の利用残高と合わせて保証債務残高が2,000万円以下の小規模事業者	運転 設備 2,000万円 5年以内(6か月) 設備 10年以内(1年)	運転1.75% 設備0.75%又は1.25%	0.50~1.87%	
経営指導特例	原則として引き続き6か月以上商工会議所等の指導を受けている方	運転 設備 2,000万円 5年以内(6か月) 設備 10年以内(1年)	運転1.75% 設備0.75%又は1.25%	0.50~1.55%	商工会議所等に申し込みを行う場合は、商工会議所等の意見書
緊急経済対策特別支援資金	① 最近3か月の月平均売上高が過去3か年間のいずれかの年の同期に比べ3%以上減少している方 ② 為替変動や海外貿易との関係、輸出関連企業への取引減少等により、最近1か月の売上高が過去3か年間のいずれかの年の同期に比べ3%以上減少している方 ③ 指定改善 (※5) の影響を受けて事業活動に支障を生じている方 ④ 原料価格高騰等の影響により最近3か月の月平均売上高に占める原材料、燃料等の費用が過去3か年間のいずれかの年の同期に比べ3%以上増加している方 ⑤ 経営産業大臣又は知事が指定した再生手続開始申立等事業者に対して債権がある方 ⑥ 特定中小企業者 (※3) として市町村長の認定を受けた方 ⑦ 特別中小企業者 (※6) として市町村長の認定を受けた方 ⑧ 労働者向け企業再生支援協議会の支援を受けて再生を図る方 ⑨ 雇用調整助成金に係る計画書に労働局長に提出した方 ⑩ 中小企業者経営強化法第31条第2項に規定する認定経営革新等支援機関の支援を受け、全園統一制度の経営強化保証を利用して経営改善に取り組みたい方	運転 借換 企業 5,000万円 組合 1億円 企業 3,000万円 組合 1.6億円 7年以内(1年) ⑩の場合5年以内(1年) 10年以内(1年)	1.75% 特定中小企業者 (※3) (1~6月)1.60% (7, 8月)1.75% 特定中小企業者 (※3) (1~4, 6月)0.80% (5, 7, 8月)0.70% 特別中小企業者 (※6) 1.60% 0.60%	0.35~1.72%	①②③売上高等が確認できる書類 売上高に占める原材料、燃料等の費用の割合が確認できる書類 ④関連業界団体等が確認できる書類、特定中小企業者や市町村の推薦書 ⑤⑥市長の推薦書 ⑦経営改善計画書等 ⑧労働者向け企業再生支援協議会の推薦書 ⑨経営強化保証の申請に必要な書類
雇用促進支援資金	事業拡大や興業業への進出により雇用を創出する中小企業者及び組合	運転 設備 企業 5,000万円 組合 1億円 7年以内(1年) 設備 10年以内(1年)	1.75%	0.35~1.72%	地方局長の融資対象認定書等
新事業創出支援資金 (※4)	創業を行う個人及び創業後5年未満の個人会社及び社化を行う会社及び設立後5年未満の新設会社	運転 設備 3,500万円 7年以内(1年)(※7) 設備 10年以内(1年)(※7)	1.60%	0.80又は1.0% (※8)又は1.0% (※9)又は0.0%	信用保証協会所定の創業・再挑戦計画書等、又は、信用保証協会所定の資格要件申請書、スタートアップ創出認定資金を活用する場合、創業計画書
特別	① 新規創業支援特例が実施する地域密着型ビジネス創出助成事業等の交付決定を受けた方 ② ①と同等である新規創業特例に認定を受けた方 ③ 認定特定創業支援等事業 (※9) により支援を受けた方	運転 設備 3,500万円 7年以内(1年)(※7) 設備 10年以内(1年)(※7)	1.40%	0.80又は1.0% (※8)又は1.0% (※9)又は0.0%	①補助金の交付決定通知書の写し ②新規創業特例の推薦書 ③認定特定創業支援等事業 (※9) により支援を受けたことについての市長の推薦書の写し、スタートアップ創出認定資金に関する場合、創業計画書
事業承継支援特	県内で事業承継しようとする方及び事業承継後5年未満の方 ① 経営承継円滑化法第12条第1項に規定する知事の認定を受けた方 ② 事業の全部又は一部を承継する計画を定め、その計画に基づき事業を承継する方 ③ 国が実施する事業承継・M&A補助金の交付決定を受けた方 ④ 事業承継特別保証を利用して、事業承継を図る方	運転 設備 借換 1億円 (借換は5,000万円) 7年以内(1年) 設備 10年以内(1年)	1.55%	0.0%	①知事の認定書の写し ②事業承継計画書 ③補助金の交付決定通知書の写し又は同等の書類 ④事業承継特別保証の申請に必要な書類
チャレンジ企業支援資金	① 地域未来投資促進法、中小企業等経営強化法等に基づき認定又は承認を受けた計画に従って事業を行う方 ② 海外投資関係保証を利用して、海外展開を図る方 ③ 商店街の空き店舗を活用して事業を行う者として地方局長の認定を受けた方 ④ 県立研究開発機関との共同開発等技術支援を受けた技術・製品の活用化に向けた事業を行う方で、試験研究機関から推薦を受けた方 ⑤ えひめ産業振興財団が実施するえひめ中小企業応援ファンドによる助成金又は農産物加工品産出促進事業費補助金の交付決定を受けた事業を拡大する方 ⑥ えひめ産業振興財団から推薦を受けた方 ⑦ 高度又は先端技術等特許等が、創出・育成を図る事業者を行う者 (例: リーディングチャレンジ企業) として県の認定を受けた者としてえひめ産業振興財団又は愛媛県中小企業団体中央会から推薦を受けた方 ⑧ のちのつくり・産興・サービス生産性向上促進補助助、中小企業成長加速化補助助、中小企業新事業進出補助金の交付決定を受けた事業を行う方 ⑨ 雇入れから6か月経過した労働者に係る賃金の引上げ (時間当たり平均賃金の1.5%以上又は事業場内最低賃金の2%以上) を6か月以内(1年)に実施することとし、その原資を確保するための生産性向上等に取り組みたい方	運転 設備 1億円 (借換は5,000万円) 7年以内(1年) 設備 10年以内(1年)	①の場合 運転1.55% 設備0.55%又は1.05%	0.35~1.72% 特別取組利用者 (※10) 0.70% 海外投資関係保証利用者 1.0%	①認定又は認定通知書の写し ②海外投資関係保証の申請に必要な書類 ③地方局長の融資対象認定書 ④県の試験研究機関の推薦書 ⑤えひめ産業振興財団又は愛媛県中小企業団体中央会の推薦書 ⑥補助金の交付決定通知書の写し又は同等の書類 ⑦推薦書 ⑧推薦書 ⑨推薦書 ⑩推薦書

「利用者の声」 緊急経済対策特別支援資金
「原料費が高騰し、資金繰りに困っていたところ、単急に追加融資をいただき、事業を立て直すことができました。」 (50代・男性・製造業)

「利用者の声」 小口零細企業資金
「設備が朽ちてしまっていたところ、思い切った融資を受けたことで、新しい椅子などの設備を入れることができ、おしゃれな美容室になりました。」 (40代・女性・理容業)

「利用者の声」 新事業創出支援資金
「愛媛のおいしい食材を使ったレストランを出店しようと思ったところ、」

※1 信用保証協会所定の担保の指替がある場合は、保証料率が引き下げられる場合があります。加えて、はらの方の保証料率を引き上げることによって経営者保証の提供が不異なる場合があります。詳しくは信用保証協会にお問い合わせください。
 ※2 県融資制度の申し込みに必要な書類については、金融機関別の書類のほかに別途書類が必要な場合があります。
 ※3 特定中小企業者：信用保証法第22条第1項「専らそのいすけの指定に基づき市長の認定を受けた中小企業者及び組合。詳しくは中小企業庁のホームページをご覧ください。
 ※4 1号：大企業経営者による影響を受け、2号：信用保証のリスクにより影響を受ける方、3号：実効的倒産(準備段階)により影響を受ける方、4号：実効的倒産(倒産段階)により影響を受ける方、5号：全面的な業績の悪化している事業者に関する方、6号：取引金融機関の破綻により資金繰りが悪化している方、7号：金融機関の相当程度の合理化に伴って借入れが減少している方、8号：整理回収機構等に付借債権が譲渡された中小企業者の方、事業再生の可能性が有ると判断される方。
 ※5 特定非営利活動法人(NPO法人)については、小口零細企業資金及び新事業創出支援資金が対象外となります。
 ※6 認定特定創業支援等事業(認定特定創業支援等)については、認定特定創業支援等事業(認定特定創業支援等)の認定を受けた中小企業者及び組合。詳しくは中小企業庁のホームページをご覧ください。
 ※7 ただし、借入金償還期間においてスタートアップ創出認定資金と創出認定プログラム融資を受ける、又は保証申込み時にプロパー融資の残高がある場合は、期間満了を3年以上とする。
 ※8 【新規創業特例】とは、新事業創出支援資金を併せて信用保証協会に保証提供資格がないこととなります。
 ※9 認定特定創業支援等事業となっているセミナー等を受講している場合、市長が所定する認定書の写しが必要です。セミナー等開催の有無及び詳細は、各市町にお問い合わせください。
 ※10 特別保証特例者：経営革新推進特例、中小企業等経営強化法特別保証、農産物加工品産出促進特例、農産物加工品産出促進特例の保証特例者



設備資金の利子を補給します

〈利子補給率〉

○ひめボス基本認証者又はパートナーシップ構築宣言公表者：1.0%(注1)

○その他の方：0.5%(注2)

経営安定資金（小口資金）

融資対象者	小規模企業者 特別小口保険適用者：1年以上の事業実績を有し、原則6か月以上商工会議所等の指導を受けている方		
資金用途	運転資金		設備資金
融資限度額	2,000万円		2,000万円
融資期間	7年以内 (据置6か月以内)	特別小口保険適用者 5年以内(据置6か月以内)	10年以内 (据置1年以内) 特別小口保険適用者 7年以内(据置1年以内)
融資利率	1.90%	特別小口保険適用者 1.75%	★利子補給後★ 0.90%(注1)、1.40%(注2) ★利子補給後★ 特別小口保険適用者 0.75%(注1)、1.25%(注2)
保証料率	0.35%~1.40%(割引有) 特別小口保険適用者0.85%(NPO法人0.68%)		
申込み先	金融機関、愛媛県信用保証協会		

小口零細企業資金

融資対象者	小規模企業者のうち、信用保証協会の保証債務残高が2,000万円以下の方 経営指導特例：原則6か月以上商工会議所等の指導を受けている方		
資金用途	運転資金		設備資金
融資限度額	2,000万円		2,000万円
融資期間	5年以内(据置6か月以内)		10年以内(据置1年以内)
融資利率	1.75%	経営指導特例1.75%	★利子補給後★ 0.75%(注1)、1.25%(注2) ★利子補給後★ 経営指導特例 0.75%(注1)、1.25%(注2)
保証料率	0.50%~1.87%(割引有) 経営指導特例0.50%~1.55%		
申込み先	金融機関、愛媛県信用保証協会		

チャレンジ企業支援資金

融資対象者	①地域未来投資促進法、中小企業等経営強化法等に基づき認定又は承認を受けた計画に従って事業を行う方 ②海外投資関係保証を利用して、海外展開を図る方 ③商店街の空き店舗を活用して事業を行う方として地方局長の認定を受けた方 ④県の試験研究機関との共同開発など技術支援を受けた技術・製品の実用化に向けた事業を行う方で、試験研究機関から推薦を受けた方 ⑤えひめ産業振興財団が実施するえひめ中小企業応援ファンドによる助成金又は農商工ビジネス商品開発事業費補助金の交付を受けて事業を拡大する方でえひめ産業振興財団から確認を受けた方 ⑥高度又は先駆的な技術等を生かし、創造・育成を図る事業を行う者(例：「リーディングチャレンジ企業」として県の認定を受けた者)としてえひめ産業振興財団又は愛媛県中小企業団体中央会から確認を受けた方 ⑦ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金、中小企業成長加速化補助金、中小企業新事業進出補助金等の採択を受けた事業計画に従って事業を行う方 ⑧雇入れから6か月経過した労働者に係る賃金の引上げ(時間当たり平均賃金の1.5%以上又は事業場内最低賃金の2%以上)を6か月以内に実施するとともに、その原資を確保するための生産性向上等に取り組む方		
資金用途	運転資金		設備資金
融資限度額	5,000万円		1億円
融資期間	7年以内(据置1年以内) ①の場合5年以内(据置6か月以内)	10年以内(据置1年以内) ①の場合7年以内(据置1年以内)	
融資利率	1.55%		★利子補給後★ 0.55%(注1)、1.05%(注2)
保証料率	0.35%~1.72%(割引有)		
申込み先	金融機関、愛媛県信用保証協会		

※ 融資条件等は令和7年4月1日現在のもので変更になる場合があります。



問い合わせ先：愛媛県経済労働部産業支援局 経営支援課金融係 089-912-2481

お知らせ



★新事業創出支援資金における信用保証料補助（H29.4～）

県内で創業や事業承継を行うため、県の融資制度のうち「新事業創出支援資金」及び「新事業創出支援資金・事業承継支援枠」を利用する方に対し、県信用保証協会に支払う信用保証料を補助する制度を継続して実施します。



★貸付条件の変更、資金借換に関する時限措置

平成21年12月の金融円滑化法の施行に併せて措置した県の融資制度に係る貸付条件の変更（3年の融資期間の延長変更）及び資金借換に関する時限措置を当面継続します。

制度に関するお問い合わせ先

愛媛県経済労働部 産業支援局経営支援課	〒790-8570 松山市一番町4丁目4-2	(089) 912-2481
東予地方局 地域産業振興部商工観光課	〒793-0042 西条市喜多川796-1	(0897) 56-1300
今治支局 商工観光室	〒794-8502 今治市旭町1丁目4-9	(0898) 23-2500
中予地方局 地域産業振興部商工観光課	〒790-8502 松山市北持田町132	(089) 941-1111
南予地方局 地域産業振興部商工観光課	〒798-8511 宇和島市天神町7-1	(0895) 22-5211
八幡浜支局 商工観光室	〒796-0048 八幡浜市北浜1丁目3-37	(0894) 22-4111

サポート・融資相談先

●愛媛県信用保証協会

本所	〒790-8651 松山市千舟町3丁目3番地8千舟町ｽｲﾌﾟｶﾞｰﾃﾞﾝ	(089) 931-2111
新居浜支所	〒792-0025 新居浜市一宮町2丁目4-8新居浜商工会館2階	(0897) 33-8282
今治支所	〒794-0042 今治市旭町2丁目3-20今治商工会議所ビル5階	(0898) 23-0170
八幡浜支所	〒796-8691 八幡浜市1590-22八幡浜商工会館4階	(0894) 22-2003
宇和島支所	〒798-0040 宇和島市中央町1丁目9-10愛媛新聞ビル5階	(0895) 22-6556

●各取扱金融機関 ●一部資金については商工会議所、商工会、商工会連合会、中小企業団体中央会

★融資制度のより詳細な内容が知りたい方は、
愛媛県のホームページ「愛媛県の中小企業向け融資制度」のページをご覧ください。



愛媛県HPのトップ
画面から⇒

サイト内検索

入力してクリック

